

奈良市公報

号外第8号

令和元年8月規則等

令和2年3月26日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長
制作 株式会社 明新社

目次

規 則

月 日	番号	件 名	主 管
8	19	20 奈良市児童館条例施行規則の一部を改正する規則	子ども育成課
8	19	21 奈良市不妊に悩む方への特定治療支援事業実施規則の一部を改正する規則	母子保健課
8	19	22 奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則等 の一部を改正する規則	法務ガバナンス課
8	23	23 奈良市文化振興計画推進委員会規則の一部を改正する規則	文化振興課
8	28	24 奈良市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則	保育所・幼稚園課
8	28	25 奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する 条例施行規則の一部を改正する規則	保育所・幼稚園課
8	28	26 奈良市地区計画形態意匠条例施行規則の一部を改正する規則	都市計画課

告 示

月 日	番号	件 名	主 管
8	1	163 奈良市介護予防・生活支援サービス事業実施要綱の一部を改正する告示	福祉政策課
8	19	183 奈良市プレミアム付商品券事業実施要綱	産業政策課
8	23	188 奈良市文化振興補助金交付要綱	文化振興課
8	28	191 奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認等に関する要綱 の一部を改正する告示	保育所・幼稚園課

訓 令 甲

月 日	番号	件 名	主 管
8	5	1 奈良市庁議規程の一部を改正する訓令	秘書広報課
8	8	2 奈良市債権回収対策本部設置規程の一部を改正する訓令	滞納整理課

教 育 委 員 会

月 日	番号	件 名	主 管
8	22	3 学校教育法施行細則の一部を改正する規則	学校教育課

規 則

奈良市児童館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年8月19日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第20号

奈良市児童館条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市児童館条例施行規則(昭和58年奈良市規則第29号)の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を削る。

第4条の見出しを「(使用の承認等の申請)」に改め、同条第1項中「第4条」を「第4条第1項」に、「の使用許可」を「の使用承認」に、「児童館使用許可申請書」を「児童館使用承認申請書」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 使用者は、承認を受けた事項を変更しようとする場合(次に掲げる場合に限る。)は、児童館使用変更承認申請書(別記第2号様式)に次条第1項の承認書を添えて指定管理者に提出しなければならない。

- (1) 使用目的の変更
- (2) 使用日時の追加
- (3) 使用室名の変更

(4) 特別設備の変更

第4条を第2条とし、同条の次に次の2条を加える。

(使用承認書の交付等)

第3条 指定管理者は、児童館の使用を承認し、又は承認に係る事項の変更を承認した場合は、児童館使用承認書(別記第3号様式。以下「承認書」という。)又は児童館使用変更承認書(別記第4号様式。以下「変更承認書」という。)に承認印(別記第5号様式)を押して申請者に交付するものとする。

2 使用者は、児童館の使用に当たっては、承認書及び変更承認書(変更承認書の交付を受けた者に限る。以下同じ。)を携帯し、係員の要求があったときは、直ちに提示しなければならない。

(使用時間の延長)

第4条 使用者は、やむを得ない理由により、当該承認に係る使用時間を超えて施設等を使用する必要がある場合は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

第5条を次のように改める。

(使用の取消し)

第5条 使用者は、施設等の使用を取り消そうとする場合は、児童館使用取消届(別記第6号様式。以下「使用取消届」という。)に承認書及び変更承認書を添えて指定管理者に提出しなければならない。

別記第1号様式及び別記第2号様式を次のように改める。

別記
第1号様式(第2条関係)

児童館使用承認申請書

日
月
年

(宛先) 指定管理者

団体の所在地
団体名
代表者の氏名
(電話)

次のとおり奈良市 児童館を使用したいので承認くださるよう申請します。

使用日時	年 月 日 時 分	時 分	分から分まで
使用目的			
使用室名			
使用予定人員			
特別設備	設ける(その概要)	設けない	
年 月 日 受付	年 月 日	承認第	号

第3号様式 (第3条関係)

児童館使用承認書

年 月 日

使用者 団 体 名
団体の所在地
代表者の氏名
(電 話)

様

次のとおり奈良市 児童館の使用を承認します。

使用団体名	
使用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで
使用目的	
使用室名	
使用予定人員	
特別設備	
承認条件	
特記事項	

承認印

承認番号 第 号
年 月 日

別記様式に次の4様式を加える。

第2号様式 (第2条関係)

児童館使用変更承認申請書

年 月 日

(宛先) 指定管理者
使用者 団 体 名
団体の所在地
代表者の氏名
(電 話)

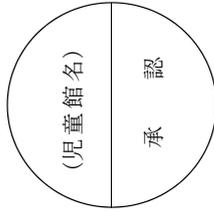
次のとおり奈良市 児童館の使用変更承認を受けたいので申請します。

変更事項	
使用承認の年月日及び承認番号	年 月 日 ・ 第 号

注意事項
使用承認書を添付してください。

承認番号 第 号
年 月 日

第5号様式 (第3条関係)



児童館使用変更承認書

年 月 日

団体の所在地
 使用者 団体名
 代表者の氏名
 (電話) 様

次のとおり奈良市 児童館の使用変更を承認します。

変 更 事 項	
使用承認の年月日 及び承認番号	年 月 日 ・ 第 号

承認印

承認番号	第 号
年 月 日	

第6号様式(第5条関係)

児童館使用取消届

日
月
年

(宛先) 指定管理者

団体の所在地
使用者 団体名
代表者の氏名
(電話)

次のとおり奈良市 児童館の使用を取り消したいので届出します。

使用承認の年月日及び承認番号	年 月 日 ・ 第 号
使用取消の理由	

注意事項
使用承認書及び使用変更承認書を添付してください。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。
(令和元年8月19日揭示済)

奈良市不妊に悩む方への特定治療支援事業実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年8月19日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第21号

奈良市不妊に悩む方への特定治療支援事業実施規則の一部を改正する規則

奈良市不妊に悩む方への特定治療支援事業実施規則(平成28年奈良市規則第60号)の一部を次のように改正する。

第5条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、初回の治療(別図のCに該当する場合を除く。)に係る助成金については、30万円まで交付する。

別記第1号様式中

過去にこの助成金を受けたことがありますか。(特定不妊治療費助成金交付申請及び本事業)

ない ・ ある → 過去()回 ・ 今年度()回目

助成金を受けた自治体は(奈良市・ 都道府県・市)

を

過去にこの助成金を受けたことがありますか。(特定不妊治療費助成金交付申請及び本事業)

(男性不妊治療分を除く。)

ない ・ ある → 過去()回 ・ 今年度()回目

助成金を受けた自治体は、(奈良市・ 都道府県・市)

(男性不妊治療分)

ない ・ ある → 過去()回 ・ 今年度()回目

助成金を受けた自治体は、(奈良市・ 都道府県・市)

に、

「男性不妊治療分除く」を「男性不妊治療分を除く。」に、

「

(※1) 夫婦の住所を記入してください。

(※2) 単身赴任等で夫と妻の住所が異なる場合に記入してください。を

「(※1) 夫婦の住所を記入してください。(※2) 単身赴任等で夫と妻の住所が異なる場合に記入してください。」に改める。」

別記第2号様式中

「

今回の治療期間	年 月 日 ~ 年 月 日
※1	

を

「

今回の治療期間	年 月 日 ~ 年 月 日
※1	(男性不妊治療分) 年 月 日 ~ 年 月 日

に、

「限る」を「限る。」に、「除く」を「除く。」に、「含む」を「含む。」に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- この規則による改正後の奈良市不妊に悩む方への特定治療支援事業実施規則(以下「新規則」という。)第5条第4項の規定は、平成31年4月1日以後に開始された男性不妊治療から適用し、同日前に開始された男性不妊治療については、なお従前の例による。
- この規則の施行の際、現に提出されているこの規則による改正前の奈良市不妊に悩む方への特定治療支援事業実施規則(以下「旧規則」という。)別記第1号様式の規定による申請書及び別記第2号様式の規定による証明書は、それぞれ新規則別記第1号様式の規定による申請書及び別記第2号様式の規定による証明書とみなす。
- この規則の施行の際、旧規則別記第1号様式及び第2号様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(令和元年8月19日揭示)

奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年8月19日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市規則第22号

奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則等の一部を改正する規則

(奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第1条 奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規

則の一部を改正する規則(平成31年奈良市規則第30号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成31年8月31日」を「令和元年8月31日」に改める。

(給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則(平成29年奈良市規則第20号)の一部を次のように改正する。

附則第8項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

(給料等の支給に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正)

第3条 給料等の支給に関する規則等の一部を改正する規則(平成31年奈良市規則第26号)の一部を次のように改正する。

附則第3項の前の見出し、同項及び附則第4項中「平成31年6月」を「令和元年6月」に改め、附則第5項の前の見出し、同項及び附則第6項中「平成32年6月」を「令和2年6月」に改める。

(奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

第4条 奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則(平成30年奈良市規則第57号)の一部を次のように改正する。

附則第2項及び附則第3項中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

(奈良市延長保育の実施に関する規則及び奈良市一時預かりの実施に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第5条 奈良市延長保育の実施に関する規則及び奈良市一時預かりの実施に関する規則の一部を改正する規則(平成31年奈良市規則第2号)の一部を次のように改正する。

附則第1項中「平成31年9月1日」を「令和元年9月1日」に改め、附則第2項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

(奈良市子ども医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則等の一部改正)

第6条 次に掲げる規則の規定中「平成31年8月1日」を「令和元年8月1日」に改める。

(1) 奈良市子ども医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則(平成31年奈良市規則第14号)附則第1項

(2) 奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則(平成31年奈良市規則第15号)附則第1項

(3) 奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則(平成31年奈良市規則第16号)附則第1項

(奈良市営駐車場条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

第7条 奈良市営駐車場条例施行規則の一部を改正する規則(平成30年奈良市規則第44号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

(令和元年8月19日揭示済)

奈良市文化振興計画推進委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年8月23日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第23号

奈良市文化振興計画推進委員会規則の一部を改正する規則

奈良市文化振興計画推進委員会規則(平成19年奈良市規則第7号)の一部を次のように改正する。

第6条を第7条とし、第5条中「委員会」の次に「及び部会」を加え、同条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(部会)

第5条 委員会に、専門の事項について調査審議させるため部会を置くことができる。

2 部会は、委員6人以内で組織する。ただし、補助金等の調査審議を行う専門の事項について特別の利害関係を有すると認められる者については、部会の委員(以下「部会員」という。)となることできない。

3 部会員は、委員のうちから会長が指名する。

4 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定により指名した部会員のほか、次に掲げる者のうちから委員以外の者2人以内を特別委員として委嘱するものとする。

(1) 学識経験を有する者

(2) 専門的知識を有する者

5 特別委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

6 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。

7 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の審議の経過及び結果を委員会に報告する。

8 部会長に事故があるときは、部会員のうちからあらかじめ部会長が指名する部会員がその職務を代理する。

9 前条(第1項ただし書を除く。)の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会に属する委員(特別委員を含む。)」と読み替えるものとする。

10 前各項に定めるもののほか、部会の組織その他必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

(令和元年8月23日揭示済)

奈良市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年8月28日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第24号

奈良市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

奈良市子ども・子育て支援法施行細則(平成26年奈良市規則第64号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第1条第1号」を「第1条の5第1号」に改める。

第3条の見出し中「(支給認定申請書)」を「(認定申請書等)」に改め、同条中「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼施設利用申込書」を「施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書兼施設利用申込書」に改め、同条に次の1項を加える。

2 府令第28条の3第1項又は府令第28条の8第1項の申請書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 法第30条の4第1号に該当する場合 子育てのための施設等利用給付認定(変更)申請書(法第30条の4第1号)(別記第2号様式)

(2) 法第30条の4第2号又は第3号に該当する場合 子育てのための施設等利用給付認定(変更)申請書(法第30条の4第2号・第3号)(別記第3号様式)

第4条第1項中「別記第2号様式」を「別記第4号様式」に改め、同条第2項中「子どものための教育・保育給付支給認定申請却下通知書(別記第3号様式)」を「子どものための教育・保育給付認定申請却下通知書(別記第5号様式)」に改め、同条第3項中「含む。」の次に「及び第30条の5第5項ただし書(法第30条の8第3項において準用する場合を含む。)」を加え、「子どものための教育・保育給付支給認定遅延通知書(別記第4号様式)」を「子どものための教育・保育給付兼施設等利用給付認定遅延通知書(別記第6号様式)」に改め、同条第4項中「子どものための教育・保育給付支給認定変更通知書(別記第5号様式)」を「子どものための教育・保育給付認定変更通知書(別記第7号様式)」に改め、同条第5項中「子どものための教育・保育給付支給認定変更通知書(別記第6号様式)」を「子どものための教育・保育給付認定変更通知書(別記第7号様式)」に改め、同条第6項中「子どものための教育・保育給付支給認定変更通知書(別記第6号様式)」を「子どものための教育・保育給付認定変更通知書(別記第7号様式)」に改める。

式)に改め、同条第5項中「子どものための教育・保育給付支給認定取消通知書(別記第6号様式)」を「子どものための教育・保育給付認定取消通知書(別記第8号様式)」に改め、同条に次の4項を加える。

- 6 法第30条の5第3項の規定による通知は、施設等利用給付認定通知書(別記第9号様式)により行うものとする。
- 7 法第30条の5第4項(法第30条の8第3項において準用する場合を含む。)の規定による通知は、施設等利用給付認定申請却下通知書(別記第10号様式)により行うものとする。
- 8 法第30条の8第3項又は第5項において準用する同法第30条の5第3項の規定による通知は、施設等利用給付認定変更通知書(別記第11号様式)により行うものとする。
- 9 法第30条の9第2項の規定による通知は、施設等利用給付認定取消通知書(別記第12号様式)により行うものとする。

第5条の見出しを「教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定の有効期間」に改め、同条第1項中「第8条第4号ロ」の次に「及び府令第28条の5第4号ロ」を加え、同条第2項中「第12号」の次に「並びに府令第28条の5第6号(府令第1条の5第9号に掲げる事由に該当する場合に限る。)」を加え、同条第3項中「第13号」の次に「並びに府令第28条の5第6号(府令第1条の5第10号に掲げる事由に該当する場合に限る。)」を加える。

別記第1号様式中「支給認定申請書兼施設利用申込書」を「教育・保育給付認定申請書兼施設利用申込書」に、「支給認定を」を「教育・保育給付認定を」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定申請子ども」に、「支給認定又は」を「教育・保育給付認定又は」に、「支給認定や」を「教育・保育給付認定や」に、「支給認定の」を「教育・保育給付認定の」に改める。

別記第6号様式中「子どものための教育・保育給付支給認定取消通知書」を「子どものための教育・保育給付認定取消通知書」に、「支給認定を」を「教育・保育給付認定を」に、「支給認定区分」を「認定区分」に、「支給認定取消通知書が」を「教育・保育給付認定取消通知書が」に改め、同様式を別記第8号様式とする。

別記第5号様式中「子どものための教育・保育給付支給認定変更通知書」を「子どものための教育・保育給付認定変更通知書」に、「支給認定の」を「教育・保育給付認定の」に改め、同様式を別記第7号様式とする。

別記第4号様式中「子どものための教育・保育給付支給認定遅延通知書」を「子どものための教育・保育給付兼施設等利用給付認定遅延通知書」に、「支給認定申請」を「教育・保育給付又は施設等利用給付認定申請」に改め、同様式を別記第6号様式とする。

別記第3号様式中「子どものための教育・保育給付支給認定却下通知書」を「子どものための教育・保育給付認定却下通知書」に、「支給認定申請」を「教育・保育給付認定申請」に改め、「ついて」の次に「子ども・子育て支援法第20条第5項の規定により」を加え、同様式を別記第

5号様式とする。

別記第2号様式中「支給認定申請」を「教育・保育給付認定申請」に、「支給認定した」を「認定した」に、「支給認定区分」を「認定区分」に、「支給認定の」を「教育・保育給付認定の」に、「支給認定を」を「教育・保育給付認定を」に、「支給認定変更の」を「教育・保育給付認定変更の」に改め、同様式を別記第4号様式とする。

別記第1号様式の次に次の2様式を加える。

第2号様式(第3条関係)

申請者の方へ この書類を施設に提出する場合は、必ず封入・封緘し、封筒に氏名を記入して提出してください。

年 月 日

子育てのための施設等利用給付認定(変更)申請書(法第30条の4第1号)

(宛先) 奈良市長

【申請に当たって同意していただく事項】

- 子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求められることがあります。
- 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者に提供することがあります。
- 子ども・子育て支援法第30条の1第3項の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合があります。
- 新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日にかかわらず、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。
- 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。
- 認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設(企業主導型保育事業)の利用がある場合は、本認定の申請はできません。

以上のことに同意し、幼稚園(子どものための教育・保育給付の対象ではない私立幼稚園や国立大学附属幼稚園)、特別支援学校幼稚部の施設等利用給付認定を希望(幼稚園や特別支援学校の預かり保育事業(※1)は利用しない)するので、子ども・子育て支援法第30条の5第1項又は第30条の8第1項の規定に基づき、次のとおり施設等利用給付に係る認定又は認定の変更を申請します。

※1 預かり保育事業とは、当該幼稚園等が実施する預かり保育事業が、①平日、教育時間を含み提供時間数が8時間未満又は②年間開所日数200日未満のいずれかの要件に該当する場合に利用可能な認可外保育施設を含みます。

				認定希望日(施設利用開始日)		年 月 日		
保護者	フリガナ		申請子どもとの続柄	居住地	〒 _____			
	氏名			印	現住所が市外の場合 市内転入後の住所	〒 _____		
	※ 自署の場合は印は不要です。				日中の連絡先(電話番号) *確実に連絡の取れる順に記入して下さい。		生年月日	年 月 日
	①	父携帯・母携帯 父勤務先・母勤務先 自宅・その他()	②	父携帯・母携帯 父勤務先・母勤務先 自宅・その他()	個人番号 (マイナンバー)			
子ども申請	フリガナ		現住所	〒 _____			個人番号(マイナンバー)	
	氏名		申請者と異なる 場合のみ記載	生年月日	年 月 日			

利用(予定含む)する幼稚園(子どものための教育・保育給付の対象ではない私立幼稚園や国立大学附属幼稚園)、特別支援学校幼稚部を記入してください。

フリガナ		所在地	〒 _____ ()	
施設名		利用開始予定日	年 月 日	

別記第8号様式の次に次の4様式を加える。

第10号様式 (第4条関係)

年 月 日

施設等利用給付認定申請却下通知書

奈良市長

先に申請のありました子育てのための施設等利用給付認定について、子ども・子育て支援法第30条の5第3項の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

申請子ども	フリガナ 氏名	
	生年月日	
保護者	住所	
	氏名	
	生年月日	
却下年月日		
却下の理由		

(注)余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

第9号様式 (第4条関係)

年 月 日

施設等利用給付認定通知書

奈良市長

先に申請のありました子育てのための施設等利用給付認定について、次のとおり決定しましたので、子ども・子育て支援法第30条の5第3項に基づき、通知します。

認定子ども	認定番号	
	フリガナ 氏名	
	生年月日	
保護者	住所	
	氏名	
	生年月日	
決定年月日		
認定区分		
有効期間		
保育の必要性の事由		

(注)余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

第11号様式（第4条関係）

第12号様式（第4条関係）

年 月 日

年 月 日

施設等利用給付認定変更通知書

施設等利用給付認定取消通知書

様

様

奈良市長

奈良市長



子育てのための施設等利用給付認定について、子ども・子育て支援法第30条の8第2項又は第4項の規定により、次のとおり変更の認定を行いましたので通知します。

子育てのための施設等利用給付認定について、子ども・子育て支援法第30条の9第1項の規定により、施設等利用給付認定を取り消しましたので通知します。

認定番号	フリガナ
子ども氏名	生年月日
住所	氏名
保護者氏名	生年月日
変更年月日	認定区分
有効期間	保育の必要性の事由
変更理由	

(注)余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

認定番号	フリガナ
子ども氏名	生年月日
住所	氏名
保護者氏名	生年月日
取消年月日	取消理由

(注)余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

- 附 則
(施行期日)
- この規則は、令和元年10月1日から施行する。
(準備行為)
 - 施設等利用給付認定に関する手続きその他この規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。
(経過措置)
 - この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市子ども・子育て支援法施行細則（以下「旧規則」という。）第4条第1項の規定に基づき交付されている子どものための教育・保育給付支給認定証は、この規則による改正後の奈良市子ども・子育て支援法施行細則第4条第1項の規定に基づく子どものための教育・保育給付支給認定証とみなす。
 - この規則の施行の際、現に旧規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。
- (令和元年8月28日揭示済)

奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年8月28日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市規則第25号

奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

別表（第2条関係）

奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行規則（平成27年奈良市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「別表」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号」に改め、同項に次の各号を加える。

- 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第1項第1号に掲げる教育認定子ども及び同項第2号に掲げる満3歳以上保育認定子どもの場合 零
- 令第4条第2項に掲げる満3歳未満保育認定子ども（以下「満3歳未満保育認定子ども」という。）の場合 別表に定める額

第2条第2項中「別表」を「前項各号」に改める。

第3条を次のように改める。

(利用者負担額の決定又は変更の通知)

第3条 市長は、利用者負担額を決定し、又は変更したときは特定教育・保育施設等利用者負担額決定・変更通知書（別記第1号様式）により教育・保育給付認定保護者に通知するものとする。

第4条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第5条中「別記第3号様式」を「別記第2号様式」に改める。

附則第4項の表備考第5項中「子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）」を「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和元年政令第17号）による改正前の令」に、「。以下同じ」を「。次項において同じ」に改める。

別表を次のように改める。

各月初日の小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）			
階層区分	定義	特定教育・保育及び特定地域型保育			
		保育標準時間	保育短時間		
A	生活保護世帯等	円 0	円 0		
B	A階層を除き、市町村民税が非課税となる世帯	0	0		
C 1	A階層を除き、市町村民税所得割額が次の区分に該当する世帯	48,600円未満	ひとり親世帯等	4,000	3,950
C 2			ひとり親世帯等以外の世帯	8,000	7,900
D 0 - 1		48,600円以上 57,700円未満	ひとり親世帯等	6,250	6,150
D 0 - 2			ひとり親世帯等以外の世帯	12,500	12,300
D 1 - 1		57,700円以上 67,000円未満	ひとり親世帯等	6,250	6,150
D 1 - 2			ひとり親世帯等以外の世帯	12,500	12,300
D 2 - 1		67,000円以上 77,101円未満	ひとり親世帯等	9,000	8,850
D 2 - 2			ひとり親世帯等以外の世帯	20,000	19,700
D 3		77,101円以上 97,000円未満		22,000	21,600
D 4		97,000円以上 133,000円未満		30,500	30,000

D 5	133,000 円以上 169,000 円未満	39,800	39,100
D 6	169,000 円以上 211,201 円未満	46,800	46,000
D 7	211,201 円以上 301,000 円未満	52,300	51,400
D 8	301,000 円以上 397,000 円未満	58,300	57,300
D 9	397,000 円以上	64,800	63,700

備考

- この表において、教育又は保育を受けた年度の4月分から8月分までの利用者負担額の算定にあつては前年度分の、9月分から3月分までの利用者負担額の算定にあつては当該年度分の市町村民税を算定の基礎とする。
- この表において「生活保護世帯等」とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯をいう。
- この表における所得割（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。）の額の計算については、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第5項、附則第5条の5第2項、附則第7条の2第4項及び第5項、附則第7条の3第2項並びに附則第45条の規定は適用しないものとする。
- この表における所得割の額の計算については、教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が、前年度（4月分から8月分までの利用者負担額の算定に当たっては前々年度）の1月1日において、指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下この項において同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を同日における指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして算定するものとする。
- この表における所得割の額の計算については、教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する所得割の納税義務者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する所得割の納税義務者であるときは、同法第314条の2第1項第8号に規定する額（その者が同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第314条の2第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。
- この表において「ひとり親世帯等」とは、次のいずれかに該当するものをいう。
 - 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの属する世帯
 - 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者の属する世帯
 - 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けている者の属する世帯
 - 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の属する世帯
 - 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給を受けている者の属する世帯
 - 国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定により障害基礎年金を受けている者の属する世帯
 - その他生活保護法に定める保護基準に準じ、生活に困窮していると市長が認める世帯
- この表において「保育標準時間」とは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条

第1項の規定による保育必要量の認定について1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の区分をいい、「保育短時間」とは、同項の規定による保育必要量の認定について1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の区分をいう。

8 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子ども（小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）第1学年から第3学年までに在学する子どもを除く。）が同一世帯に2人以上いる場合において、満3歳未満保育認定子どもの利用者負担額については、これらのもののうち最年長の子どもから順に2人目はこの表の利用者負担額の欄に掲げる額の半額とし、3人目以降については無料とする。

9 前項の規定にかかわらず、特定被監護者等が2人以上いる場合において、階層区分C2及びD0-2に該当する世帯の満3歳未満保育認定子どもの利用者負担額は、これらのもののうち最年長の子どもから順に2人目はこの表の利用者負担額の欄に掲げる額の半額とし、3人目以降については無料とする。

10 第8項の規定にかかわらず、特定被監護者等が2人以上いる場合において、階層区分C1、D0-1、D1-1及びD2-1に該当する世帯の満3歳未満保育認定子どもの利用者負担額は、これらのもののうち最年長の子どもから順に2人目以降については無料とする。

11 本市以外の市町村において教育・保育給付認定を受けた場合の利用者負担額は、当該教育・保育給付認定を行った市町村が定めるところによる。

別記第1号様式中「特定教育・保育施設等利用者負担額決定通知書」を「特定教育・保育施設等利用者負担額決定・変更通知書」に改め、「を決定」の次に「・変更」を加え、「支給認定区分」を「認定区分」に改める。

別記第2号様式を削り、別記第3号様式を別記第2号様式とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。ただし、この規則による改正後の奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）別記第1号様式の規定は、同年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の規則別表の規定は、令和元年10月分以後の月分の利用者負担額について適用し、同年9月分までの月分の利用者負担額については、なお従前の例による。

（令和元年8月28日揭示済）

奈良市地区計画形態意匠条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年8月28日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第26号

奈良市地区計画形態意匠条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市地区計画形態意匠条例施行規則（平成22年奈良市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第3条第2項中「前条第1項」を「第2条第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（令和元年8月28日揭示済）

告 示

奈良市告示第163号

奈良市介護予防・生活支援サービス事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年8月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市介護予防・生活支援サービス事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市介護予防・生活支援サービス事業実施要綱（平成29年奈良市告示第62号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 通所型サービスB（省令第140条の63の6第2号に該当する基準に従って行うサービスのうち、有償・無償のボランティア等が提供するものをいう。以下同じ。）

第3条第3号を次のように改める。

(3) 第1号介護予防支援事業 法第115条の45第1項第1号ニに規定するサービスのうち、次のいずれかを行う事業をいう。

ア 介護予防ケアマネジメントA（介護予防支援に相当するものをいう。以下同じ。）

イ 介護予防ケアマネジメントC（基本的にサービス利用開始時のみ行うものをいう。以下同じ。）

第5条第1項中「は、市長」を「(通所型サービスBを除く。)は、法第115条の45の3第1項の規定に基づき市長」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 第1号通所事業（通所型サービスBに限る。）は、省令第140条の62の3第1項第2号の規定に基づく補助その他の支援を通じて行う。

第6条第1号中「訪問型サービスCを除く第1号訪問事業及び通所型サービスCを除く第1号通所事業」を「第1号訪問事業（訪問型サービスCを除く。）及び第1号通所事業（通所型サービスB及び通所型サービスCを除く。）」

に改める。

別表の2の表中

「介護予防ケアマネジメントA	430単位	」を に改め、同表
「介護予防ケアマネジメントA	430単位	
「介護予防ケアマネジメントC	430単位	

備考第1項中「第1号通所事業」の次に「(通所型サービスBを除く。)」を加え、同表備考中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 介護予防ケアマネジメントCは、利用者に対して、第1号通所事業(通所型サービスBに限る。)を行った場合に算定する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和元年8月1日から施行する。
(奈良市介護予防・生活支援サービス事業所の指定等に関する要綱の一部改正)
- 2 奈良市介護予防・生活支援サービス事業所の指定等に関する要綱(平成29年奈良市告示第63号)の一部を次のように改正する。
第1条中「第5条第3項」を「第5条第4項」に改める。
(令和元年8月1日揭示済)

奈良市告示第183号

奈良市プレミアム付商品券事業実施要綱を次のように定める。

令和元年8月19日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市プレミアム付商品券事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、消費税率及び地方消費税率の引上げによる低所得者及び子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起し、経済を支えするため、低所得者及び子育て世代に向けたプレミアム付商品券の発行及び販売等の事業について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) プレミアム付商品券 前条の目的を達成するために、市が販売する商品券をいう。
- (2) 購入対象者 別表に掲げるプレミアム付商品券を購入することができる者をいう。
- (3) 特定取引 プレミアム付商品券が対価の弁済手段として使用される物品(有価証券、前払式証票その他これらに類するものを除く。)の購入若しくは借受け又は役務の提供をいう。
- (4) 特定事業者 特定取引を行い、受け取ったプレミアム付商品券の換金を申し出ることができる事業者として市長が登録する者をいう。
- (5) 取次金融機関 特定事業者から換金の申出のあったプレミアム付商品券を市に取り次ぐ金融機関をいう。

(プレミアム付商品券の販売)

第3条 市長は、購入対象者に対し、この要綱の定めるところにより、プレミアム付商品券を販売する。

(プレミアム付商品券の額等)

第4条 プレミアム付商品券は1冊単位で販売するものとし、販売価格は1冊当たり4,000円とする。

2 プレミアム付商品券1冊当たりの枚数は10枚とし、1枚当たりの額面は500円とする。

3 購入対象者1人当たりのプレミアム付商品券の購入価格の上限は、次の各号に掲げる購入対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 別表の1に掲げる扶養外住民税非課税者(第3号に掲げる者を除く。) 20,000円
- (2) 別表の2に掲げる3歳未満児子育て世帯主、同表の3に掲げる基準日C子育て世帯主及び同表の4に掲げる基準日D子育て世帯主(以下「対象子育て世帯主」という。)(次号及び第4号に掲げる者を除く。) 20,000円に当該対象子育て世帯主の世帯に属する対象児童の数を乗じて得た額
- (3) 別表の1(4)に規定する対象児童(同表の3(3)及び4(3)において準用する場合を含む。) 20,000円
- (4) 別表の2(5)に規定するDV避難者(同表の3(3)及び4(3)において準用する場合を含む。) 20,000円

(プレミアム付商品券の使用範囲等)

第5条 プレミアム付商品券は、交付された本人又はその代理人若しくは使用者と特定事業者との間における特定取引においてのみ使用することができる。

2 プレミアム付商品券を使用することができる期間は、令和元年10月1日から令和2年2月29日までの間とする。

3 特定取引に使用されたプレミアム付商品券の額面の合計額が特定取引の対価を上回るときは、特定事業者から当該上回る額に相当する金銭の支払は行わないものとする。

4 プレミアム付商品券は、転売、譲渡及び換金を行うことができない。

5 プレミアム付商品券は、次に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することはできない。

- (1) 不動産
- (2) 金融商品
- (3) たばこ
- (4) 商品券、プリペイドカードその他換金性が高いと認められるもの
- (5) 国税、地方税、使用料その他の公租公課
- (6) その他市長が適当でないと認めるもの

(扶養外住民税非課税者による交付申請)

第6条 別表の1に規定する扶養外住民税非課税者は、プレミアム付商品券を購入しようとするときは、奈良市プレミアム付商品券購入引換券交付申請書(別記第1号様式。以下「申請書」という。)により申請を行わなければならない。

2 プレミアム付商品券の申請は、申請者が申請書を郵送により市長に提出する方法により行う。

<p>3 市長は、第1項の規定による申請の際、公的身分証明書の写し等を提出させること等により、当該本人であることの確認を行うものとする。</p> <p>4 第1項の規定による申請は、令和元年8月1日から同年12月27日までの間に行わなければならない。 (代理による申請)</p> <p>第7条 申請者に代わり前条第1項の規定による申請を行うことができる者(以下「申請代理人」という。)は、原則として次に掲げる者に限る。</p> <p>(1) 平成31年1月1日現在における申請者の属する世帯の世帯構成員</p> <p>(2) 法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がされた保佐人及び代理権付与の審判がされた補助人をいう。)</p> <p>(3) 親族その他の平素から申請者本人の身の回りの世話をしている者で市長が特に認める者</p> <p>2 申請代理人が前条第1項の申請を行うときは、当該申請代理人は申請書に加え、原則として委任状(申請書の委任欄への記載を含む。)を提出しなければならない。</p> <p>3 前条第3項の規定は、代理による申請について準用する。この場合において、同項中「本人」とあるのは「申請代理人」と読み替えるものとする。</p> <p>4 市長は、申請代理人が第1項第1号に掲げる者の場合は住民基本台帳により、同項第2号及び第3号に掲げる者の場合は別に定める方法により、代理権の有無を確認するものとする。 (交付決定)</p> <p>第8条 市長は、第6条第1項の規定により提出された申請書(申請代理人から提出されたものを含む。)を受領したときは、速やかにその内容を確認し、販売することと決定したときは、当該購入対象者に奈良市プレミアム付商品券購入引換券(別記第2号様式。以下「引換券」という。)を交付する。</p> <p>2 別表の1(4)に規定する児童等については、当該児童等分の引換券に係る同表の1(4)に規定する保護者からの前条第1項の規定による代理申請があった場合であっても、引換券を交付しないものとする。ただし、市長が当該児童等の入所等の事実を把握した時点で、当該児童等に係る代理申請について、交付決定が既に行われている場合を除く。</p> <p>3 別表の1(5)に規定する者が同表の1(5)に規定する申出を行った場合は、当該者分の引換券に係る基準日時点の住民票において当該者と同一世帯である者からの前条第1項の規定による代理申請があった場合であっても、引換券を交付しないものとする。ただし、申出が、当該者の基準日時点の住民票が所在する市町村(特別区を含む。以下同じ。)に到達した時点で、当該代理申請について、交付決定が既に行われている場合を除く。</p> <p>4 別表の1(6)に規定する者については、当該者分のプレミアム付商品券に係る同表の1(6)に規定する養護者からの前条第1項の規定による代理申請があった場合で</p>	<p>あっても、引換券を交付しないものとする。ただし、市長が当該者の入所等の事実を把握した時点で、当該者に係るプレミアム付商品券の代理申請について、交付決定が既に行われている場合を除く。 (対象子育て世帯主への引換券の交付)</p> <p>第9条 前3条に定めるもののほか、市長は、対象子育て世帯主について、住民基本台帳等により購入対象者であることを確認したときは、当該購入対象者に引換券を交付する。 (転入者による引換券の引換申請)</p> <p>第10条 市に転入した購入対象者が転入前の住所地においてプレミアム付商品券と同趣旨の商品券に引き換えることができる券を既に交付されているときは、当該購入対象者は、当該券と引換券の交換を申請することができる。この場合において、当該購入対象者又はその代理人若しくは使用者は、市長が指定した場所において当該券を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、市長は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、当該提出した者が購入対象者本人又はその代理人若しくは使用者であることを確認するものとする。 (プレミアム付商品券の販売)</p> <p>第11条 引換券の交付を受けた購入対象者又はその代理人若しくは使用者は、市長が指定した場所において当該購入対象者に交付された引換券を提示することにより、プレミアム付商品券を購入することができる。この場合において、市長は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、当該提出等をした者が購入対象者本人又はその代理人若しくは使用者であることを確認するものとする。</p> <p>2 プレミアム付商品券の販売期間は、令和元年10月1日から令和2年2月29日までの間とする。 (特定事業者の登録等)</p> <p>第12条 市長は、別に作成する募集要項を公示し、特定事業者の募集を行うものとする。</p> <p>2 市長は、前項の募集に応募した事業者を審査の上、あらかじめ定めた基準に適合する事業者について台帳に登録するとともに、当該特定事業者に特定事業者登録証明書(以下「登録証明書」という。)を交付する。</p> <p>3 市内に存する中小企業団体(中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条に規定する中小企業団体をいう。)は、その組合員である事業者に代わり、第1項の募集に対する応募を行うことができる。 (特定事業者の責務)</p> <p>第13条 特定事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 特定取引においてプレミアム付商品券の受取を拒まないこと。</p> <p>(2) 特定事業者は、受領したプレミアム付商品券の交換、譲渡及び売買を行わないこと。</p> <p>(3) 特定事業者は、市と適切な連携体制を構築すること。</p>
---	--

(4) 特定事業者は、前条第1項の募集要項に定める事項を遵守すること。

2 市長は、特定事業者が前項各号に掲げる事項に反する行為を行ったときは、当該特定事業者の登録を取り消すことができる。

(プレミアム付商品券の換金手続)

第14条 市長は、特定取引においてプレミアム付商品券が使用された場合は、当該特定取引を行った特定事業者に対し、その額面に相当する額の金銭を支払うものとする。

2 前項の場合において、特定事業者は、市長が別に定める取次金融機関に、登録証明書を提示するとともに、第5条第2項に規定する期間に行われた特定取引において受け取ったプレミアム付商品券を提出して、換金を申し出なければならない。

3 換金の方法は、特定事業者の預金口座への振替により行う。

4 前項の振替は、特定事業者から取次金融機関に提出のあったプレミアム付商品券について、市長が別に指定する日において行う。

5 第2項の規定による申出は、令和2年3月4日までに行わなければならない。

(プレミアム付商品券事業に関する周知)

第15条 市長は、プレミアム付商品券の事業の実施に当たり、購入対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法により住民への周知を行うものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第16条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、購入対象者から第6条第4項に規定する申請期限までに同条第1項の規定による申請が行われなかった場合は、当該購入対象者がプレミアム付商品券の購入を辞退したものとみなす。

2 第6条第1項の規定により申請書(申請代理人から提出されたものを含む。)が提出された場合において、申請書の不備等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、購入対象者の責めに帰すべき事由により交付ができなかったときは、当該申請は、取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第17条 市長は、引換券の交付を受けた者であって令和2年3月31日までに当該交付されたものが購入対象者の要件に該当しない者(以下「返還対象者」という。)であることを確認したときは、次の各号に掲げる確認の時期に応じて、当該各号に定める請求を返還対象者に対して行うものとする。

- (1) プレミアム付商品券の購入前 引換券の返還請求
- (2) プレミアム付商品券の購入後であり、プレミアム付商品券の使用前 プレミアム付商品券の返還請求
- (3) プレミアム付商品券の使用後 プレミアム付商品券を使用した額のうち、国の補助対象に相当する金額の返還請求

2 前項第2号及び第3号の場合において、返還対象者が引き続き引換券を所持しているときは、当該引換券の返還請求も同時に行うものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、奈良市プレミアム付商品券事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和元年8月19日から施行する。

別表(第2条、第8条関係)
購入対象者

1 扶養外住民税非課税者

(1) 購入対象者となる扶養外住民税非課税者は、次の要件のいずれにも該当する者であること。

① 平成31年1月1日(以下「基準日A」という。)において市の住民基本台帳に記録されている者(基準日A以前に、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条の規定に基づき住民票を削除されていた者で、基準日Aにおいて、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されおらず、かつ、基準日Aの翌日以後初めて市の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。)

② 平成31年度分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条(同法第736条第3項で準用する場合を含む。))の規定によって課する所得割を除く。以下この②において「市町村民税」という。)が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者(当該市町村民税が課されている者(当該市町村民税を免除された者を除く。))の扶養親族等(当該市町村民税が課されている者(当該市町村民税を免除された者を除く。))と生計を一にする配偶者及び同法の規定による扶養親族並びに同法の規定による青色事業専従者及び白色事業専従者をいう。以下同じ。)を除く。

(2) (1)の規定にかかわらず、基準日Aにおいて次のいずれかに該当する者は、購入対象者としなない。

① 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者(ただし、基準日Aに保護が停止されていた者及び平成31年1月2日から令和元年10月1日までの間に保護が廃止され、又は停止された者を除く。)

② 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に基づく支援助付(以下この②において「支援助付」という。)の受給者(ただし、基準日Aに支援助付の支給が停止されていた者及び平成31年1月2日から令和元年10月1日までの間に支援助付の支給が廃止され、又は停止された

者を除く。)

③ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(平成20年法律第82号)第15条第3項の規定によるハンセン病療養所非入所者給与金の受給者(援護加算(ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則(平成21年厚生労働省令第75号)第15条第3項に規定する援護加算をいう。以下この③において同じ。))の受給者に限り、基準日Aに援護加算の認定を停止されていた者及び平成31年1月2日から令和元年10月1日までの間に援護加算の認定を廃止され、又は停止された者を除く。)

④ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第19条の規定による援護(以下この④において「援護」という。)を受けている者(基準日Aに援護が停止されていた者及び平成31年1月2日から令和元年10月1日までの間に援護が廃止され、又は停止された者を除く。)

(3) (1)の規定にかかわらず、次の①又は②に掲げる者に該当する者は、購入対象者としなない。

① 基準日Aから引換券の交付が決定される日(以下「交付決定日」という。)までに死亡した者

② 交付決定日において日本の国籍を有しない者のうち、住民基本台帳法第30条の45の表の上欄に掲げる者に該当しないもの

(4) 基準日Aにおいて次の①から⑥までのいずれかに該当する児童等(児童(基準日Aにおいて満18歳に満たない者(平成13年1月3日以降に生まれた者)をいう。以下同じ。))及び児童以外の者(児童以外の基準日Aにおいて、原則として満22歳に達する日の属する年度の末日までにある者(疾病等やむを得ない事情による休学等により、当該年度の末日を越えて在学している場合を含む。))をいう。以下同じ)をいう。以下同じ。))については、(1)①の要件の適用に当たっては、当該児童等が当該市町村の住民でない場合に限り、当該児童等を次の①から⑥までの措置等を実施している施設等の所在する市町村の住民とみなし、(1)②の要件の適用に当たっては、当該児童等の保護者(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条に規定する保護者をいう。以下同じ。))の扶養親族等には該当しないものとみなす。ただし、基準日Aにおいて以下の③、④又は⑥に該当する満15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した児童等である父又は母(以下この(4)において「児童等である父又は母」と

いう。)がその子である児童(以下この(4)において「子である児童」という。)と同一の施設に入所している場合については、当該児童等である父又は母及び子である児童は、児童等である父又は母の保護者の扶養親族等には該当しないものとみなす。子が、子である児童については、児童等である父又は母の扶養親族等とみなす。

① 児童福祉法の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童等(保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において養育することが一時的に困難となったことに伴い、2箇月以内の期間を定めて行われる委託をされている者を除き、児童以外の者)については、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について」(平成29年3月31日付雇児発0331第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)により委託されているものに限る。

② 児童福祉法第24条の2第2項の規定に基づき障害児入所給付費の支給を受けて若しくは同法の規定により入所措置が採られて同法に規定する障害児入所施設(以下「障害児入所施設」という。)に入所し、若しくは同法の規定により同法に規定する指定医療機関(以下「指定医療機関」という。)に入院し、又は同法第27条第1項第3号の規定により入所措置が採られて同法に規定する乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設(以下「乳児院等」という。)に入所している児童等(当該児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通う者並びに2箇月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所若しくは指定医療機関への入院又は保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2箇月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている者を除き、児童以外の者)については、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について」により、入所又は入院している者に限る。

③ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)の規定により同法に規定する介護給付費等の支給を受けて又は身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)の規定に

より入所措置が採られて、障害者支援施設(障害者総合支援法に規定する障害者支援施設をいう。)又はのぞみの園(独立行政法人国立高度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)の規定により独立行政法人国立高度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。)に入所している児童(2箇月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童のみで構成する世帯に属している者に限る。)

④ 売春防止法(昭和31年法律第118号)第36条に規定する婦人保護施設に入所している児童等(2箇月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。)

⑤ 児童福祉法の規定に基づき同法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等(2箇月以内の期間を定めて行われる入居をしている者を除き、児童以外の者)については、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について」により、入居している者に限る。

⑥ 児童福祉法の規定に基づき同法に規定する母子生活支援施設に入所している児童等(2箇月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。)

(5) 基準日Aにおいて配偶者からの暴力を理由に避難し、配偶者と生計を別に行っている者(以下「DV避難者」という。)及びその同伴者であって、基準日Aにおいて市にその住民票を移していないものについては、次に掲げる①の要件を満たし、かつ、②から④までに掲げる要件のいずれかを満たしており、その旨を市に申し出た場合には、(1)①の要件の適用に当たっては、当該DV避難者を市の住民とみなし(当該者が当該市の住民でない場合に限る。)、(1)②の要件の適用に当たっては、その配偶者の扶養親族等には該当しないものとみなす。

① 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)上、その配偶者と別の世帯に属し、国民健康保険に加入していること又は健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)他の法律において準用する場合を含む。若しくは地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定によるその配偶者の

被扶養者となっていないこと。

② その配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条に基づく保護命令（同条第1項第1号）に基づく接近禁止命令又は同項第2号に基づく退去命令）が出されていること。

③ 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（地方公共団体の判断により、婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターが発行した証明書を含む。）が発行されていること。

④ 基準日Aの翌日以降に住民票が市へ移され、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等通知）に基づくドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置の対象となっていること。

(6) 基準日Aにおいて次の①又は②のいずれかにか該当する者については、(1)②の要件の適用に当たっては、当該者の養護者の扶養親族等には該当しないものとみなす。

① 障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者をいう。）のうち、養護者（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第2条第3項に規定する養護者をいう。）から虐待を受けたことにより、同法第9条第2項の規定による入所又は入居（以下「入所等」という。）の措置が採られている者（2箇月以内の期間を定めて行われる入所等）を除く。）

② 高齢者（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第1項に規定する高齢者をいう。）のうち、養護者（同条第2項に規定する養護者をいう。）から虐待を受けたことにより、同法第9条第2項の規定による入所等の措置が採られている者（2箇月以内の期間を定めて行われる入所等）を除く。）

2 3歳未満児子育て世帯主

(1) 購入対象者となる3歳未満児子育て世帯主は、令和元年6月1日（以下「基準日B」という。）において市の住民基本台帳に記録されている者（基準日B以前に、住民基本台帳法第8条の規定に基づき住民票を削除されていた者

で、基準日Bにおいて、日本国内で生活していたが、いずれの市の住民基本台帳にも記録されおらず、かつ、基準日Bの翌日以降に初めて市の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。以下(2)において「基準日B住民」という。）であって、(2)に規定する対象児童の属する世帯の世帯主であること。

(2) 対象児童は、基準日B住民であって、平成28年4月2日以降に出生した者であること。ただし、対象児童が、次の①又は②に掲げる者に該当するものであるときは、対象児童には該当しないものとみなす。

① 基準日Bから交付決定日までの間に死亡した者

② 交付決定日において日本の国籍を有しない者のうち、住民基本台帳法第30条の45の表の上欄に掲げる者に該当しないもの

(3) (1)の規定にかかわらず、次の①から③までに掲げる者のいずれかに該当するものは、購入対象者に該当しないものとし、交付決定日において当該者に係る対象児童の属する世帯の世帯主となっている者を購入対象者に該当するものとみなす。

① 基準日Bから交付決定日までの間に死亡した者

② 交付決定日において、国外に転出している者

③ 交付決定日において、日本の国籍を有しない者のうち、住民基本台帳法第30条の45の表の上欄に掲げる者に該当しないもの

(4) (1)から(3)の規定にかかわらず、対象児童が基準日Bにおいて1(4)①から⑥までのいずれかにか該当する場合、又は、基準日Bにおいて1(4)①から⑥までのいずれかにか該当しなかつた対象児童が、交付決定日において1(4)①から⑥までのいずれかにか該当する場合には、当該対象児童を購入対象者とする。ただし、基準日Bにおいて、当該対象児童の属する世帯に世帯主がいる場合は、当該世帯主を当該対象児童に係る3歳未満児子育て世帯主としない。

(5) (1)から(3)の規定にかかわらず、対象児童が1(5)に規定するDV避難者の同伴者である場合であって、基準日Bにおいて市にその住民票を移しておらず、1(5)に掲げる①の要件を満たし、かつ、②から④までに掲げる要件のいずれかを満たしており、その旨を当該DV避難者が市に申し出たときは、当該DV避難者及び当該対象児童が当該市の住民でない場合に限り、当該DV避難者及びその同伴者である対象児童を市の住民とみなすとともに、当該DV避難者に同伴する対象児童を、当該DV避難者の配偶者である3歳未満児

子育て世帯主の世帯に属する対象児童から除外した上で、当該DV避難者を世帯主とする当該DV避難者及び当該DV避難者に同伴する対象児童のみが属する世帯が構成されているものとみなし、当該DV避難者を購入対象とする。

3 基準日C対象児童に係る子育て世帯主

(1) 2の規定にかかわらず、令和元年7月31日（以下「基準日C」という。）において市の住民基本台帳に記録されている者（基準日C以前に、住民基本台帳法第8条の規定に基づき住民票を削除されていた者で、基準日Cにおいて日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日Cの翌日以後に初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。以下(2)において「基準日C住民」という。）であって、(2)に規定する基準日C対象児童の属する世帯の世帯主（以下「基準日C子育て世帯主」という。）についても購入対象とする。

(2) 基準日C対象児童は、基準日C住民であって、令和元年6月2日以降に出生した者であること。ただし、当該基準日C対象児童が、次の①又は②に掲げる者に該当するものであるときは、基準日C対象児童には該当しないものとみなす。

- ① 基準日Cから交付決定日までの間に死亡した者
- ② 交付決定日において日本の国籍を有しない者のうち、住民基本台帳法第30条の45の表の上欄に掲げる者に該当しないもの
- (3) 第4条第3項第2号及び2(3)から(5)までの規定は、基準日C子育て世帯主及び基準日C対象児童について準用する。これらの規定中「3歳未満の子育て世帯主」とあるのは「基準日C子育て世帯主」と、「対象児童」とあるのは「基準日C対象児童」と、「基準日B」とあるのは「基準日C」と読み替えるものとする。

4 基準日D対象児童に係る子育て世帯主

(1) 2及び3の規定にかかわらず、令和元年9月30日（以下「基準日D」という。）において市の住民基本台帳に記録されている者（基準日D以前に、住民基本台帳法第8条の規定に基づき住民票を削除されていた者で、基準日Dにおいて、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日Dの翌日以後に初めて市の住民基本台帳に記録さ

れることとなったものを含む。以下(2)において「基準日D住民」という。）であって、(2)に規定する基準日D対象児童の属する世帯の世帯主（以下「基準日D子育て世帯主」という。）についても、購入対象とする。

(2) 基準日D対象児童は、基準日D住民であって、令和元年8月1日以降に出生した者であること。

ただし、当該基準日D対象児童が、次の①又は②に掲げる者に該当するものであるときは、基準日D対象児童には該当しないものとみなす。

- ① 基準日Dから交付決定日までの間に死亡した者
- ② 交付決定日において日本の国籍を有しない者のうち、住民基本台帳法第30条の45の表の上欄に掲げる者に該当しないもの
- (3) 第4条第3項第2号及び2(3)から(5)までの規定は、基準日D子育て世帯主及び基準日D対象児童について準用する。これらの規定中「3歳未満の子育て世帯主」とあるのは「基準日D子育て世帯主」と、「対象児童」とあるのは「基準日D対象児童」と、「基準日B」とあるのは「基準日D」と読み替えるものとする。

別記
第1号様式 (第5関係)

奈良市プレミアム付商品券購入引換券交付申請書

平成31年1月1日時点の住民票所在市区町村
(宛先) 奈良市長

1 プレミアム付商品券の購入引換券の交付を希望する方(申請・購入対象者)は、以下に氏名等を記入して下さい。

氏名 (フリガナ) 氏名	性別	生年月日	住所 (記入日) 住居 男 (購入引換券の送付先)	日 年 月 日
	男・女	年 月 日		
※ 上記の記名(横書)をもって裏面の誓約・同意事項(1)～(5)に 署名・回し、購入対象者1人につき総額2万5千円のプレ ミアム付商品券を2万円で購入できる購入引換券の交付を申請 します。				
※ 上記の記名(横書)をもって裏面の誓約・同意事項(1)～(5)に 署名・回し、購入対象者1人につき総額2万5千円のプレ ミアム付商品券を2万円で購入できる購入引換券の交付を申請 します。				

2 上記1の申請・購入対象者の家族等(申請・購入対象者と同一の世帯に属する方)のうち購入要件を満たす方で、当該1の申請・購入対象者と併せて申請を行うことを希望する方は、以下に氏名等を記入してください。

上記1の申請・購入対象者(以下及び裏面において(a)といいますが、(a)と同一の世帯に属する購入対象者(以下及び裏面において(b)といいますが))を代表して、代理申請する場合、(a)の氏名等下の欄にご記入ください(この場合、(b)は、それぞれの記名(横書)をもって裏面の誓約・同意事項(1)～(5)に誓約・同意し、(a)に申請を委任するものとします。)

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日
1	男・女	年 月 日
2	男・女	年 月 日
3	男・女	年 月 日
4	男・女	年 月 日
5	男・女	年 月 日

* 氏名欄等が足りない場合は、裏面に記入してください。

3 平成31年1月1日時点で、上記1の申請・購入対象者の方が、親族等から生活の支援を受けている(扶養されている)場合は、下の欄に生活の支援を行っている方(扶養者)の氏名等を記入してください(該当がない場合は記入不要です。)

扶養者 (フリガナ) 氏名	性別	生年月日	平成31年1月1日時点の住民票所在地
	男・女	年 月 日	日 月 年 日

上記の記名(横書)をもって下記事項に誓約・同意します。
(1) 平成31年度分の市町村民税(均等割)の計算において課税される所得がなくなり、市町村民税の課税者と生計を一にする配偶者及び地方税法の規定による扶養親族並びに同法の規定による青色事業専従者及び白色事業専従者に該当しないこと等、プレミアム付商品券の購入対象要件に該当しないこと、かつ、令和5年12月31日までに、奈良市が交付決定をした後、関係書類の提出を行います(奈良市から連絡がある場合があります。)

4 1の申請・購入対象者を代理して、1、2について申請を行う場合は、以下に代理人等が氏名等を記入してください。
(代理による申請を行わない場合には、記入不要です。)

記入日 (フリガナ) 氏名	代理人 性別	代理人 生年月日	代理人 住所
年 月 日	男・女	年 月 日	日 月 年 日
	代理人 関係	代理人 電話番号	代理人 電話
	男・女	年 月 日	年 月 日

上記の者を代理人と認め、
プレミアム付商品券の購入引換券の交付申請を委任します。

(裏面)

2. (表面の続き)

(a)が、(b)を代表して、代理申請する場合には、(b)の氏名等下の欄にご記入ください(この場合、(b)は、それぞれの記名(横書)をもって下記の誓約・同意事項(1)～(5)に誓約・同意し、(a)に申請を委任するものとします。)

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日
6	男・女	年 月 日
7	男・女	年 月 日
8	男・女	年 月 日
9	男・女	年 月 日
10	男・女	年 月 日
11	男・女	年 月 日
12	男・女	年 月 日
13	男・女	年 月 日
14	男・女	年 月 日
15	男・女	年 月 日
16	男・女	年 月 日
17	男・女	年 月 日
18	男・女	年 月 日
19	男・女	年 月 日
20	男・女	年 月 日

* 氏名欄等が足りない場合は、前の申請書表を添付してください。

〔誓約・同意事項〕
(1) 平成31年度分の市町村民税(均等割)の計算において課税される所得がなくなり、市町村民税の課税者と生計を一にする配偶者及び地方税法の規定による扶養親族並びに同法の規定による青色事業専従者及び白色事業専従者に該当しないこと等、プレミアム付商品券の購入対象要件に該当しないこと、かつ、令和5年12月31日までに、奈良市が交付決定をした後、関係書類の提出を行います(奈良市から連絡がある場合があります。)

(2) プレミアム付商品券の購入対象要件の該当性(2)の購入対象者に係る購入対象要件の該当性を審査するため、奈良市が私について必要な財務情報等の公開等の提出を行います(奈良市から連絡がある場合があります。)

(3) 公開等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います(奈良市から連絡がある場合があります。)

(4) 奈良市が交付決定をした後、関係書類の提出による申請の不備による申請できない場合には、奈良市は当該申請を取り下げられたものとみなします。

(5) 購入引換券の交付後、平成31年度分の市町村民税(均等割)が課税されていることや、市町村民税の課税者と生計を一にする配偶者及び地方税法の規定による扶養親族並びに青色事業専従者及び白色事業専従者に該当すること等プレミアム付商品券の購入対象要件に該当しないことが判明した場合には、購入引換券、プレミアム付商品券又は使用したプレミアム付商品券を返還します。

第2号様式(第7条関係)

国補助分	奈良市プレミアム付商品券購入引換券	再発行不可
	奈良市長	印
購入者氏名		
購入者住所		
購入単位	4000円 (商品券使用可能額 5000円)	
購入回数	5回 ※一度の購入で複数回分購入可能	
(購入時の注意事項)		
この購入引換券は、再発行できませんので、大切に保管してください。 身分証明書(免許証、健康保険証、社員証、学生証等)、郵便物など商品券購入窓口来訪者の氏名・住所を確認できるものをお持ちください。 また、ご家族が同一世帯の他のご家族の購入引換券により商品券を購入することができます。その際には商品券購入窓口で、ご家族との続柄を申し出てください。代理人、使者等が商品券を購入することもできます。この場合は、被代理人等の購入引換券を提示の上、被代理人等との関係を申し出てください。なお、例えば、代理人等が複数枚以上の購入引換券を所持し持ち込まれた場合には、代理関係等を示す資料の提示、被代理人等への電話確認などにより代理関係等を詳しく確認させていただきます。 商品券購入の際は、お釣りの出ないようご準備ください。		
(市域外転出者の方へ)		
本購入引換券は、以下の購入確認欄の未押印欄数に応じ、お住まいの市町村のプレミアム付商品券購入引換券と交換できます(例えば、転出前に確認印が2つ押された場合には、転入先では同じく確認印が2つ押された転入先の購入引換券と交換できます。この場合、転入先では購入単位3つつ分、商品券が購入可能です。)。また、交換時の注意事項は上の「購入時の注意事項」と同様です。		
【購入確認欄】		
国の定める方法以外の方法による購入確認欄の訂正は無効です。		
※ 購入引換券交付後、購入対象者事件に該当しないことが明らかとなった場合には、本購入引換券を返還いただきます。		

(奈良市使用欄)

(奈良市使用欄)

(令和元年8月19日揭示済)

奈良市告示第188号

奈良市文化振興補助金交付要綱を次のように定める。
令和元年8月23日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市文化振興補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 奈良市文化振興計画に基づき、市民団体等が自主的に実施する文化活動又は奈良の魅力を多方面に発信する文化事業等を広く募集し、その中から本市の文化振興に寄与すると認められる事業に対し、予算の範囲内で奈良市文化振興補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、奈良市補助金等交付規則(昭和59年奈良市規則第23号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付申請をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する文化芸術活動を実施する団体とする。

- (1) 市内に主たる事務所又は活動の場を有すること。
- (2) 規約、定款等を有すること。
- (3) 代表者及び役員のあること。
- (4) 次条に規定する補助対象事業の実施において、当該事業の目的及び内容が適正であり、かつ、明確な会計経理を行うことができると認められること。
- (5) 次に掲げるものに該当しない団体であること。

ア 暴力団等(奈良市暴力団排除条例(平成24年奈良市条例第24号)第2条第3号に規定する暴力団等という。以下同じ。)に該当する団体(団体の構成員に1名以上暴力団等に該当する者が含まれている場合、暴力団等に該当する団体とみなす。)

イ 市税を滞納している団体

ウ その他市長が不適当と認める団体

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 芸術の創造、鑑賞機会の創出又は文化水準の向上を図るものであること。
- (2) 事業の実施の成果が市に広く波及することが見込まれること。
- (3) 次のいずれかに該当すること。

ア 文化及び芸術に触れる機会の創出、次世代の文化振興の担い手の育成又は地域に古くから伝わる伝統文化の保存若しくは普及のための取組その他市民の文化活動であること。(以下「市民文化活動支援事業」という。)

イ 地域が持つ文化資源等の活用及び多様な種類の文化交流の実施により、市域を超えた参加又は地域活性化が見込まれ、都市文化の推進に資する事業であ

り、次のいずれかに該当すること。

(ア) 市内外からの参加がある文化交流事業(以下「都市文化推進支援事業(広域参加型)」という。)であること。

(イ) 国際的な文化交流又は文化発信事業(以下「都市文化推進支援事業(国際発信型)」という。)であること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助対象事業としない。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする事業
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする事業
- (3) 営利を目的とする事業
- (4) 特定の団体、会員その他限られた範囲の市民を対象とする発表会、展示会又は講座等の事業
- (5) 売上げの全部又は一部を寄附することを目的とする事業
- (6) この要綱に基づく補助金以外に市から補助金等(奈良市心のふるさと応援基金条例(平成20年奈良市条例第29号)第1条の規定に基づき設置されている奈良市心のふるさと応援基金を財源とするものを除く。)が交付され、又は事業を実施する市の施設の使用料等が減免されている事業
- (7) 過去5年以内に実施の実績がない事業
- (8) 次のいずれかに該当する事業(都市文化推進事業支援(国際発信型)に限る。)

ア 次条に規定する補助対象経費の予算額が2,000万円未満であること。

イ 前回の事業(過去5年以内に実施されたものに限る。)の実績額のうち次条に規定する補助対象経費の額が2,000万円未満であること。

(9) その他第1条の趣旨に照らし市長が不適当と認める事業

(補助対象経費等及び補助額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び対象とならない経費(以下「補助対象外経費」という。)並びに補助額は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費 賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料(いずれも次号に掲げるものを除く。)
- (2) 補助対象外経費 事務局維持経費、賞品購入費、賞金、食糧費、備品購入費、施設整備費、航空運賃、列車運賃又は船舶運賃の特別料金及び印紙代
- (3) 補助額 次の表に掲げる補助対象事業の区分に応じ、補助対象経費に同表右欄に定める補助率を乗じて得た額とし、それぞれ同表中欄に定める補助限度額を上限とする。

補助対象事業の区分	補助限度額	補助率
-----------	-------	-----

市民文化活動支援事業	50万円	補助対象経費の総額から補助対象事業で得た収入（市長が別に定めるものを除く。）の額及び他の法令等により、国、県又は市から補助金等を受けている場合は当該補助金等の額を控除した額の2分の1（1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）
都市文化推進支援事業（広域参加型）	300万円	
都市文化推進支援事業（国際発信型）	1,000万円	

（交付要望）

第5条 補助金の交付を要望する団体は、文化振興補助金交付要望書（別記第1号様式。以下「要望書」という。）に次に掲げる書類を添えて、原則として事業実施の前年度中に市長に提出しなければならない。ただし、補助対象事業の区分にかかわらず、1団体につき1事業についてのみ要望できるものとする。

- (1) 補助対象事業に係る事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 補助対象事業に係る収支予算書（別記第3号様式）
- (3) 補助対象事業に係る前回の収支決算書（別記第4号様式）
- (4) 団体調書（別記第5号様式）
- (5) 補助対象事業の実施体制（別記第6号様式）
- (6) 団体目的等についての誓約書（別記第7号様式）
- (7) 団体の規約又は定款等の写し
- (8) 団体役員等の名簿
- (9) 団体の当該年度の収支予算が確認できる書類
- (10) 団体の前年度の収支決算が確認できる書類
- (11) その他市長が必要と認める資料

（審査）

第6条 市長は、要望書の提出があったときは、奈良市文化振興条例（平成19年奈良市条例第20号）第8条第3項及び奈良市文化振興計画推進委員会規則（平成19年奈良市規則第7号。以下「委員会規則」という。）第5条第1項の規定に基づき設置する奈良市文化振興補助金交付審査部会（以下「審査部会」という。）に諮問するものとする。

2 審査部会は、前項の諮問があったときは、別に定めるところにより要望書の審査を行い、その結果を市長に答申するものとする。

（交付候補事業及び交付予定額の決定等）

第7条 市長は、前条第2項の答申に基づき、補助金の交付候補となる事業（以下「交付候補事業」という。）及び交付予定の補助金の額（以下「交付予定額」という。）を決定するものとする。

2 前項の規定による決定に際し、市長は、交付予定額の総額が補助金に係る予算の額を超えることが明らかであると認めるときは、交付候補事業の一部を、別に定めるところにより交付候補補欠事業とすることができる。

3 第1項の場合において、補助金に係る予算の額が交付予定額の総額を下回るときは、市長は、予算の範囲内で

交付予定額を変更するものとする。

4 市長は、交付候補事業及び交付予定額を決定する場合において、補助金等の交付の目的達成に必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

5 市長は、第5条の規定により補助金の交付を要望した団体（以下「要望者」という。）に対し、前4項の定めるところにより決定した内容を通知する。この場合において、第2項の交付候補補欠事業に係る要望者に対しては、次条の規定による交付申請の状況により予算に余剰金が生じたときは、補助金の交付の申請を行うことができる旨を記載するものとする。

（交付申請）

第8条 前条第5項の規定による通知を受けた団体は、補助金の交付申請を行おうとする場合は、文化振興補助金交付申請書（別記第8号様式）に第5条各号に掲げる書類を添えて、交付候補事業を実施する年度中に市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 規則第5条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた団体（以下「補助事業者」という。）は、当該交付決定を受けた交付候補事業（以下「補助事業」という。）が完了した場合は、当該事業の完了の日から1箇月以内に実績報告書（別記第9号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績内訳（別記第10号様式）
- (2) 収支決算書（別記第11号様式）
- (3) 対象経費の明細書（別記第12号様式）
- (4) 領収書等の収入及び支出が記載された書類
- (5) その他市長が必要と認める資料

2 都市文化推進支援事業の補助事業者は、別途市が開催する報告会において、実施した補助事業について報告しなければならない。

（補助金交付事業である旨の表示義務）

第10条 補助事業者は、補助事業の実施に際して作成するポスター、チラシ、プログラム等に次の表の左欄に掲げる補助対象事業の区分に応じ、同表の右欄に掲げる表示名称を表示するものとする。この場合において、ポスター、チラシ、プログラム等のスペースの都合上当該表示名称の全てが表示できないときは、奈良市文化振興補助事業の名称のみを表示すれば足りるものとする。

補助対象事業の区分	表示名称
市民文化活動支援事業	奈良市文化振興補助事業 （市民文化活動支援事業）
都市文化推進支援事業（広域参加型）	奈良市文化振興補助事業 （都市文化推進支援事業 （広域参加型））
都市文化推進支援事業（国際発信型）	奈良市文化振興補助事業 （都市文化推進支援事業 （国際発信型））

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

別記
第1号様式 (第5条関係)

文化振興補助金交付要望書

(宛先) 奈良市長

年 月 日

要 望 者
団体所在地 〒
団 体 名
代表者名

印

奈良市文化振興補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり要望します。

補 助 年 度	年 度	補助金等の名称
補助対象事業		
補助対象事業の 目的及び内容		
補助対象事業の 経費所要額	円	
交付要望金額	円	
補助対象事業の 完了予定年月日	年 月 日	
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 1	補助対象事業に係る事業計画書 (第2号様式)
	<input type="checkbox"/> 2	補助対象事業に係る収支予算書 (第3号様式)
	<input type="checkbox"/> 3	補助対象事業に係る前回の収支決算書 (第4号様式)
	<input type="checkbox"/> 4	団体調書 (第5号様式)
	<input type="checkbox"/> 5	補助対象事業の実施体制 (第6号様式)
	<input type="checkbox"/> 6	団体の規約又は定款等の写し
	<input type="checkbox"/> 7	団体の役員等の名簿
	<input type="checkbox"/> 8	団体の当該年度の収支予算が確認できる書類
	<input type="checkbox"/> 9	団体の前年度の収支決算が確認できる書類
	<input type="checkbox"/> 10	その他市長が必要と認める資料
	<input type="checkbox"/> 11	(団体紹介パンフレット、過去のチラシ等)
氏 名	〒	
住 所		
電 話 番 号	F A X	
E-MAIL		

第2号様式 (第5条関係)

補助対象事業に係る事業計画書 (1/2)
(要望 ・ 交付申請)

事業名	
実施団体名	
趣旨・目的	
事業内容	<p>■ 事業概要</p> <p>■ 開催日程</p> <p>■ 開催場所</p> <p>■ 参加者数見込</p> <p>■ その他</p> <p>※必要に応じて項目を追加すること。</p>
共催	
後援・協力等	

※行は適宜追加してください。複数枚になっても構いません。

附 則

この告示は、令和元年8月28日から施行する。

第3号様式 (第5条関係)

補助対象事業に係る事業計画書 (2/2)
(要望 ・ 交付申請)
事業の特長 (PR)

<p>■事業実施の特長</p>			
<p>事業実施によって得られる効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益性 ・有効性 ・適格性 ・必要性 <p>■補助金の必要性等</p>			
活動指標 (成果に繋がる活動の指標)		効果測定	
説明 (基準・測定方法等)			
単位	年度	前開催年度	次年度
	目標		
	実績		
成果指標 (効果を測るための指標)		説明 (基準・測定方法等)	
単位	年度	前開催年度	次年度
	目標		
	実績		

団体名：
事業名：
補助対象事業に係る収支予算書 (要望 ・ 交付申請)

■収入の部

区分	金額	内訳
市以外の補助金・助成金		
その他収入		
小計 (A)		
自己財源 (B)		
市補助金交付要望額 (C)		
収入合計 (A) + (B) + (C)		

単位：円

■支出の部

区分	金額	内訳
賃金		
報償費		
旅費		
常用費		
夜務費		
委託料		
使用料及び賃借料		
小計 (D)		
補助対象外経費 (E)		
支出合計 (D) + (E)		

単位：円

第4号様式 (第5条関係)

団体名：
事業名：
補助対象事業に係る前回の収支決算書 (要望・交付申請)
(前回の開催年度： 年)

■収入の部 単位：円

区分	金額	内訳
市以外の補助金・助成金		
その他収入		
小計 (A)		
自己財源 (B)		
市補助金交付額 (C)		
収入合計 (A) + (B) + (C)		

■支出の部 単位：円

区分	項目	金額	内訳
補助対象経費	賃金		
	報償費		
	旅費		
	需用費		
	役員費		
	委託料		
	使用料及び賃借料		
	小計 (D)		
	補助対象外経費 (E)		
	支出合計 (D) + (E)		

第5号様式 (第5条、第8条関係)

団体調書 (要望・交付申請)

団体の名称	年 月		
活動の開始年月	〒		
所在地	TEL	FAX	
	E-mail		
	URL		
代表者職・氏名	職名	ふりがな	氏名
設立の目的 と 現在の活動内容	個人会員数	人/団体会員	団体/専従職員 人
活動実績 (簡条書き)			
備考			

第8号様式(第8条関係)

文化振興補助金交付申請書

(宛先) 奈良市長

申請者
団体所在地 〒
団体名
代表者名

年 月 日

奈良市文化振興補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	年度	補助金等の名称
補助対象事業		
補助対象事業の目的及び内容		
補助対象事業の経費所要額	円	
交付申請金額	円	
補助対象事業の完了予定年月日	年 月 日	
添付書類	<input type="checkbox"/> 1 補助対象事業に係る事業計画書(第2号様式) <input type="checkbox"/> 2 補助対象事業に係る収支予算書(第3号様式) <input type="checkbox"/> 3 補助対象事業に係る前回の収支決算書(第4号様式) <input type="checkbox"/> 4 団体調査書(第5号様式) <input type="checkbox"/> 5 補助対象事業の実施体制(第6号様式) <input type="checkbox"/> 6 団体の規約等についての誓約書(第7号様式) <input type="checkbox"/> 7 団体の規約又は定款等の写し <input type="checkbox"/> 8 団体役員等の名簿 <input type="checkbox"/> 9 団体の当該年度の収支予算が確認できる書類 <input type="checkbox"/> 10 団体の前年度の収支決算が確認できる書類 <input type="checkbox"/> 11 その他市長が必要と認める資料 (団体紹介パンフレット、過去のチラシ等)	
氏名	〒	
連絡担当者	住所	
	電話番号	F A X
	E-MAIL	
※主務課長の意見		

注 ※印の欄は記入しないこと。

第9号様式(第9条関係)

補助事業等実績報告書

(宛先) 奈良市長

補助事業者等
団体所在地 〒
団体名
代表者名

年 月 日

奈良市補助金等交付規則 { 第14条 第16条第2項において準用する第14条 } の規定により、次のとおり報告します。

指今年月日	年 月 日	指令番号	奈良市指令第 号
補助年度	年度	補助金等の名称	
補助対象事業	業 業		
補助事業等の完了年月日	年 月 日		
補助事業等の交付決定金額	円		
補助事業等の既交付金額	円		
補助事業等の経費精算額	円		
補助事業等の経過及び内容	<input type="checkbox"/> 1 事業実績内訳(第10号様式) <input type="checkbox"/> 2 収支決算書(第11号様式) <input type="checkbox"/> 3 対象経費の明細書(第12号様式) <input type="checkbox"/> 4 領収書等の収入、支出証拠書類 <input type="checkbox"/> 5 その他市長が必要と認める資料 (アンケート調査の結果、チラシ、パンフレット、記録写真等)		
添付書類	氏名 住所 〒 連絡担当者 電話番号 E-MAIL F A X		
※報告事項審査結果(主務課長)			

注 ※印の欄は記入しないこと。

第10号様式 (第9条関係)

事業実績内訳

事業名				
実施内容概要	下記の点について、それぞれ簡潔・明瞭に記載してください			
事業内容	日時	実施内容	実施場所	
効果測定				
活動指標		説明 (基準・測定方法等)		
単位	年度	前々開催年度	今年度	次年度
			
成果指標		説明 (基準・測定方法等)		
単位	年度	前々開催年度	今年度	次年度
			
事業実施により得られた効果				
その他特記事項				

※別途チラシ、ポスター、パンフレット、写真、アンケート結果など、実施内容が分かるものを添付

第11号様式 (第9条関係)

団体名：
事業名：

収支決算書

■収入の部		金額	内訳	単位：円
区分	項目			
	市以外の補助金・助成金			
	その他収入			
	小計 (A)			
	自己財源 (B)			
	市補助金交付額 (C)			
	収入合計 (A) + (B) + (C)			
■支出の部		金額	内訳	単位：円
区分	項目			
	賃金			
	報償費			
	旅費			
	需用費			
	役務費			
	委託料			
	使用料及び賃借料			
	小計 (D)			
	補助対象外経費 (E)			
	支出合計 (D) + (E)			

良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確
認等に関する要綱の規定に基づき作成されている用紙は、
当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(令和元年8月28日揭示済)

訓 令 甲

奈良市訓令甲第1号

庁 中 一 般
関 係 各 所

奈良市庁議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和元年8月5日

奈良市長 仲川元庸

奈良市庁議規程の一部を改正する訓令

奈良市庁議規程(昭和40年奈良市訓令甲第5号)の一部
を次のように改正する。

第3条中「公営企業管理者、教育長、統括官、法令遵守
監察監、危機管理監」を「教育長、公営企業管理者、統括
官、危機管理監、CIO、法令遵守監察監、消防長」に、
「会計管理者、理事及び消防長」を「及び理事」に改める。

附 則

この訓令は、令和元年8月5日から施行する。

(令和元年8月5日揭示済)

奈良市訓令甲第2号

庁 中 一 般
関 係 各 所

奈良市債権回収対策本部設置規程の一部を改正する訓令
を次のように定める。

令和元年8月8日

奈良市長 仲川元庸

奈良市債権回収対策本部設置規程の一部を改正する
訓令

奈良市債権回収対策本部設置規程(平成20年奈良市訓令
甲第10号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「総合政策部長 総務部長 市民部長」を「総
務部長」に、「環境部長」を「環境部長 都市整備部長」
に改める。

別表第2を次のように改める。

幹事	法務ガバナンス課長 財政課長 滞納整理課 長 保護第一課長 保護第二課長 国保年金課 長 福祉医療課長 介護福祉課長 保育所・幼 稚園課長 子ども育成課長 リサイクル推進課 長 環境清美工場長 住宅課長 地域教育課長 保健給食課長
----	--

別表第2(第6条関係)

附 則

この訓令は、令和元年8月8日から施行する。

(令和元年8月8日揭示済)

教 育 委 員 会

学校教育法施行細則の一部を改正する規則をここに公布
する。

令和元年8月22日

奈良市教育委員会

教育長 中室雄俊

奈良市教育委員会規則第3号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則(昭和32年奈良市教育委員会規則第
1号)の一部を次のように改正する。

第19条中「外国語科」を「普通科(科学探究コース)、
外国語科」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(令和元年8月22日揭示済)